

山陽小野田市テレワーク移住支援金交付要綱

令和5年4月1日制定

令和5年6月23日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、テレワーク等の「働き方の新しいスタイル」が普及し、若い世代を中心に地方移住への関心が高まっていることから、テレワーカーを対象に大都市圏から本市への移住促進を図るために実施する山陽小野田市テレワーク移住支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、第5条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思をもって転入する者で、次の各号のいずれの要件にも該当するもの（以下「交付対象者」という。）とする。ただし、同条第1号の要件において、大都市圏の大学等へ通学し、大都市圏の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(1) 移住元に関する要件

- ア 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、大都市圏に在住していたこと。
- イ 転入する直前までに、連続して1年以上、大都市圏に在住していたこと。

(2) テレワークに関する要件

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））交付要綱（令和4年2月25日付け府地創第63号）に基づく交付金又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

(3) その他の要件

- ア 世帯の構成員に山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に規定する暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。
- イ 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別定住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいないこと。
- エ 過去において世帯の構成員に本市及び他の市が行う同様の支援金の交付を受けた者がいないこと。
- オ 交付対象者を含めた世帯の構成員が、大都市圏において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。
- カ 交付対象者を含めた世帯の構成員が、いずれも申請の際、転入後1年以内であること。
- キ 令和5年4月1日以降に転入していること。
- ク 山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金交付要綱（令和元年8月1日制定）に基づく移住支援事業の対象者でないこと。
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

- 2 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、18歳未満の世帯の構成員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大50万円を加算する。

- (1) 単身世帯 30万円
 - (2) 2人以上の世帯 50万円
- (支援金の交付申請)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を申請しようとするときは、山陽小野田市テレワーク移住支援金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯の構成員全員の転入後の住民票の写し
 - (2) 交付対象者の就業証明書（様式第2号）
 - (3) 世帯の構成員の戸籍の附票の写し等、転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、大都市圏に居住していたことが確認できる書類
 - (4) 市税の滞納がないことを証する書類
 - (5) 大都市圏の大学等の卒業生であることが確認できる書類（第3条ただし書に該当する場合に限る。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を山陽小野田市テレワーク移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により当該交付対象者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、山陽小野田市テレワーク移住支援金交付請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付請求を受けたときは、支援金を交付する。

(是正のための措置)

第8条 市長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、山陽小野田市テレワーク移住支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。ただし、所属先企業の倒産、災害、本人の病気その他市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ 申請のあった日から3年未満に市外に転出したとき。

(2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月25日から施行し、令和5年6月23日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年6月22日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。